

戻裏書と人的抗弁

(最高裁昭和 40 年 4 月 9 日第二小法廷判決)

民集 19 卷 3 号 647 頁第 146 号

宮崎和也

(事実の概要)

Y 会社（被告・被控訴人・上告人）は A 会社にあてて、本件約束手形を振り出し、A 会社は B 会社に、B 会社は C 銀行に本件手形を裏書譲渡した。ところが、C 銀行から手形取引を終了させるため、再譲渡したい旨の申し入れがあり、B 会社はこれに応じて本件手形を戻裏書により再取得し、さらにこれを X（原告・控訴人・被上告人）に裏書譲渡した。X による手形金請求に対し、Y 会社は次のように抗弁した。(1) 本件手形は、Y 会社が A 会社との売買契約上の代金支払いのために振り出したものであるが、B 会社は、当時すでに A 会社の資産状態が悪く、上記売買契約が結局不履行により解消されるに至るべきことを知りながら、A 会社から本件手形の裏書譲渡を受けた悪意の取得者であり、A 会社が倒産するに及んで、その不履行が確定したのであるから、Y 会社は B 会社に対して本件手形金支払義務がない。(2) X は隠れた取立委任裏書により B 会社から本件手形を譲り受けた者であり、Y 会社は X に(1)の抗弁をもって対抗しうるし、仮に隠れた取立委任裏書でなかったとしても、X は(1)の事情を知りながら本件手形を取得した悪意の取得者である。

1 審判決（東京地判昭和 37 年 11 月 22 日民集 19 卷 3 号 653 頁）は X の請求を棄却。

控訴審判決（東京高判昭和 38 年 10 月 28 日民集 19 卷 3 号 655 頁）は、最判昭和 37 年 5 月 1 日（民集 16 卷 5 号 1013 頁）を引用しつ

つ、たとえY会社主張の事由があり、B会社はその事由を知ってA会社から本件手形を取得したとしても、B会社からC銀行が善意で取得した以上、C銀行の有する手形上の権利をそのまま承継取得したB会社やB会社から手形の裏書譲渡を受けたXに対して「Y会社主張の事由をもって本件手形金の支払を拒絶することはできない」と判事して、原判決を取り消した。Y会社が上告。

(判旨)

破棄差し戻し

「手形の振出人が手形所持人に対して直接対抗し得べき事由を有する以上、その所持人が当該手形を善意の第三者に裏書譲渡した後、戻裏書により再び所持人となった場合といえども、その手形取得者は、その裏書譲渡以前にすでに振出人から抗弁の対抗を受ける地位にあったのであるから、当該手形がその後善意者を経て戻裏書により受け戻されたからと言って、手形上の権利行使について、自己の裏書譲渡前の法的地位よりも有利な地位を取得すると解しなければならない理由はない。それ故、本件にあつては振出人たるY会社は、戻裏書により再び所持人となったB会社に抗弁事由を対抗できるといわねばならず、B会社からXに対する裏書譲渡が隠れた取立委任によるものであるとすればXに対してもこれを対抗しうることになるわけである。」

研究

結論に賛成、理論構成に反対

手形法 11 条 3 項、77 条 1 項 1 号によると、手形所持人は、「引受ヲ為シタル又ハ為サザル支払人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シテモ」裏書をなすことができると定めており、小切手法 14 条 3 項も、「振出人其ノ他ノ債務者ニ対シテモ」裏書しうるとしている。このように、すでに手形上の債務者たるものを被裏書人としてな

される裏書きを戻裏書と呼んでいる¹。

本判決では、Y会社とA会社の間の売買契約が解消されるに至るべきことを知りながら、いったん手形を取得したB会社が、善意のC銀行に手形を裏書譲渡したのち、C銀行から手形を再取得した旨が主張されている。本判決の論点は、次の三点である。一つ目として、手形債務者から以前に人的抗弁を受ける立場にあった者が、善意者を介し戻裏書により手形を再取得した場合、人的抗弁が再対抗できるか。二つ目として、債務者よりその者に対する直接的な抗弁である悪意の抗弁を受けるべき者が、いったん手形を善意の第三者に裏書譲渡した後に、戻裏書によって再取得した場合に、かつて裏書譲渡以前に対抗され得た悪意の抗弁は、この者に対して再び対抗されうるのか。三つ目として、B会社からXへの裏書が隠れた取立委任裏書の場合に、裏書人に対する抗弁を以って、被裏書人に対抗し得るか否かが問題となる。

大審院の判例では、手形所持人に対する手形債務者の原因関係の直接の人的抗弁が問題となった事例において、悪意の抗弁とは別に、人的抗弁の再対抗を認めている²。本判決は、善意者の介在後の悪意の抗弁の再対抗について、最高裁が同じ結論を認めた点に意義を有する。

第一に、戻裏書を受けた者が、署名当時に対抗され得た人的抗弁を再び当然に対抗されるのかという論点について検討してみよう。以下では、裏書の法的性質、人的抗弁の切断の根拠、戻裏書における被裏書人の権利取得の方法、裏書と人的抗弁の関係性の順に論述する。

¹ 高窪利一『現代手形・小切手法』三訂版（経済法令研究会、1989年）169頁。

² 大判大正4年12月4日民録21輯2008頁。大判昭和10年2月14日民集14巻121頁。

手形の再取得において、裏書との関係性を持ち出したとき、基本的な法的効果は次のようなものがある。一つ目として、裏書により被裏書人に手形上の権利が与えられ、裏書人は裏書後手形上の権利を行使できず、被裏書人のみが権利を行使できる。そして裏書によって裏書人に対する人的抗弁が切断される³。二つ目として、戻裏書によって裏書人が手形を再取得すると再取得者は再び手形上の権利を行使できる⁴。これらの効果を説明するのに様々な理論構成が試みられている。

手形法 17 条は手形の人的抗弁の切断について規定しており、裏書の法的性質については債権譲渡説⁵と原始取得説⁶が対立しているが通説は債権譲渡説である。なぜなら、手形法 14 条 1 項で、裏書は為替手形より生ずる一切の権利を移転するとしており、手形の権利は原始取得されるものと説明する原始取得説との関係をどう説明するのかとの批判があるからである⁷。手形上の権利も債権であることには変わりなく、裏書による権利移転に関して、民法上の債権譲渡の原則⁸があてはまるといえる。したがって、民法上の債権の譲渡にあつては、その債権に付着していた抗弁は債権譲渡があつても存続し、譲受人に対しても債権者はその抗弁を対抗できる⁹。

さらに手形法 17 条の人的抗弁の切断をいかなる法原理に基づ

³ 手形法 14 条 1 項、16 条 1 項、17 条。

⁴ 手形法 11 条 3 項、77 条 1 項 1 号。

⁵ 裏書は、裏書人が手形上の権利を被裏書人に譲渡する行為であるので、被裏書人は裏書人の権利を承継取得する。

⁶ 裏書によって、被裏書人が手形上の権利を取得するのは、別の新たな権利を原始的に取得するものである。

⁷ 土橋正「人的抗弁の切断について」青法 25 卷 4 号 38 頁(1984 年)。

⁸ ローマ法上の「何人も自己が有する以上の権利を移転することはできない」*nemo plus juris ad alium transferre potest quam ipse habet* という原則。

⁹ 川村正幸『手形抗弁の基礎理論』第一版(弘文堂、1994 年)91 頁。

くものなのかについても争いがある¹⁰。

その中でも代表的なものとして、権利外観理論で説明するものがある。この説は、裏書は手形に特有な債権譲渡の方法ではあるが、債権譲渡の一般原則によれば譲受人は譲受人の有する権利を取得するのであるから、譲受人は債務者が譲受人に対して対抗することのできるすべての抗弁の対抗を受けることになる。しかしそれだと裏書が度重なり手形が流通するにつれて抗弁が累積し、手形所持人は多くの抗弁の対抗を受けることになり、流通性が害される。そこで権利外観理論に基づいて手形記載通りの内容の手形上の権利が存在するとの取得者の信頼を保護することにしたのであり、これがいわゆる人的抗弁の制限にほかならないとするものである¹¹。この説の場合、所持人の前者で一度抗弁が遮断されると、もはや承継される抗弁はなくなるのであるから、抗弁遮断後は悪意の抗弁は成立しないとしており、この説が多数説である。その他にも説があるが¹²私見においては17条の人的抗弁の切断を権利外観理論で説明する説をとりたい。

また、戻裏書の場合、すでに手形の当事者であった者が、手形を再取得することにより再取得者がどのような法的地位を得るのが問題となる。裏書を受けた手形義務者は、裏書人から手形上の権利を承継するという権利再取得説¹³と、自己が裏書譲渡する以前に有していた地位ないし権利を回復するという権利復活説があるが¹⁴、様々な権利回復説の難点があげられ、現在では権利再取

¹⁰ 高窪利一・前掲注(1)・271頁。

¹¹ 木内宜彦『手形抗弁の理論』(新青出版、1995年)248頁。

¹² 手形法17条の人的抗弁の切断を手形債権の抽象性から説明する説がある。この説によると、裏書によって譲渡される手形上の権利は、権利そのものとして本来完全なものであり、抗弁の制限は理論上当然であるとしている。

¹³ 鈴木竹雄『手形法・小切手法』(有斐閣、1957年)234頁。

¹⁴ 田邊光政『最新手形法小切手法』五訂版(中央経済社、2007年)153頁。

得説が通説であり¹⁵、私見でも権利再取得説を支持したい。

ところで、裏書というのは通説では債権譲渡とされているため、手形債権つまり手形上の権利が移転すると解されている。民法の債権譲渡の原則では、抗弁も債権譲渡に伴って移転するが、手形においては手形法 17 条により、善意者のところで抗弁は切断される。さらに、戻裏書では、権利再取得説が通説であり、被裏書人は裏書人の手形上の権利を承継するのであるから、善意者が介在すれば抗弁が制限され、手形取得者は抗弁が対抗されないことになる。にもかかわらず判例を中心に人的抗弁の再対抗は認められており、その理由づけとして様々な理論が提唱されている。

まず一つ目として、債権譲渡説にあっても、人的抗弁は承継されないと解する属人性説がある。この説の見解によると、手形行為の無因性、手形債務の無因的発生、および無因的移転を基礎とし、17 条但書の趣旨は手形の無因性による抗弁の遮断と、これに基づく人的抗弁の属人性の本則を悪用して手形取得者が債務者の抗弁の利益を害するのを阻止するため、対抗処置として例外的に前者に対抗しうべき人的抗弁を援用して手形取得者に対抗することを得しめたものであるとしている¹⁶。手形法 17 条は、その本文において当然のことを定めたにすぎないと解する。手形債権が一度有効に成立した以上、人的関係がある所持人といえども善意であるならば完全な権利を取得し、手形上の権利と人的抗弁は別個に、手形の裏書譲渡によって手形上の権利のみが譲受人に移転し、人的抗弁は手形の裏書譲渡によっては、被裏書人に承継されることはないとするものであるとする¹⁷。さらに属人性の理論の中には、人的抗弁の属人性を手形法 17 条が対象としている原因関係

¹⁵ 田邊光政・前掲注(14)・154 頁。

¹⁶ 長谷川雄一「人的抗弁の属人性」愛大法律編 87 号 10 頁(1978 年)。

¹⁷ 田邊光政・前掲注(14)・18 頁。

に基づく抗弁に限って認める立場がある¹⁸。この見解によれば、原因関係に基づく人的抗弁と区別され、交付欠缺の抗弁に代表される手形債務の有効性にかかわる抗弁だけは、手形債権に付着して移転され、善意の取得者の元で除去されることになり、以後、手形債権は抗弁の付着しないきれいな権利になるとする¹⁹。

二つ目として、戻裏書の被裏書人は、戻裏書によって裏書譲渡前の地位を回復し、当然抗弁の対抗を受けるとする権利復活説²⁰がある²¹。

三つ目として、人的抗弁の切断は、流通の安全確保のために法定された政策的なものにすぎないという説がある²²。この説によると、手形が善意者の手を経たことにより永久にかつ、全ての関係において人的抗弁より解放されるわけではなく、あくまで特定の手形債務者と手形所持人との間に存する特殊な事情や法律関係を基礎とするもので、当該の人そのものに付着するもので、どこまで追隨して対抗できるとしている²³。この説によると、戻裏書により手形を再取得し、権利を行使する場合、中間に善意者が介在しても抗弁の再対抗は認められ、このことは悪意の抗弁についても同様であるとしている²⁴。

これら、三つの説に対して、一般悪意の抗弁²⁵によって支払いを拒みうる場合があると考えるものがある。善意者を介して戻裏書を受けた場合、抗弁の付着しない権利を取得するため旧抗弁の対

¹⁸ 福瀧博之「手形の再取得と人的抗弁」関法第31巻2＝4号503頁(1981年)。

¹⁹ 川村・前掲注(9)・160頁。

²⁰ 脚注4で説明。

²¹ 安倍正三「手形所持人の前者の善意と人的抗弁」判タ 274号48頁(1972年)。

²² 蓮井良憲「戻裏書について」福法31巻2＝4号374頁(1987年)。

²³ 伊沢孝平「手形の戻裏書と人的抗弁」民商53巻6号103頁(1996年)。

²⁴ 蓮井・前掲注(22)・375頁。

²⁵ 手形所持人の権利行使を認めると信義誠実の原則に反し、権利の濫用になるような場合に認められる特殊な人的抗弁。

抗を受けないのではないのかと考えられているが、手形所持人が手形上の権利を有するということと、権利の行使が許されるということは必ずしも同じではない。抗弁遮断後の取得者には、悪意の抗弁は成立しないという立場にあっても、人的抗弁を洗い流すために途中にわざと善意者を介在させて、きれいな抗弁を取得した場合のような抗弁切断の効果をその取得者に及ぼすのが不当な場合には、権利の行使を許さず債務者は一般悪意の抗弁によって支払いを拒むことを認めるとしているものである²⁶。これを戻裏書にも適用し、人的抗弁の対抗を受ける者が戻裏書によって手形を再取得した場合も、一般悪意の抗弁により支払を拒めるとする。

まず属人性説の批判として、どのような根拠によって伝統的な裏書による前者の権利の後者への移転と、その際に付着する抗弁が除去されて権利が移転するという観念から離れるのだろうか。人的抗弁とは、権利の有効性に何の影響ももたらさない手形外の事情であるに過ぎない。さらに言えば、手形上の権利は人的抗弁の存在に関係なく裏書譲渡により移転し、手形上の権利が有効に取得されたならば、それは取得者に対する人的抗弁と関わり合いなく完全な権利として行使しうるものである。しかし、人的抗弁も抗弁である以上は手形上の権利の譲渡に伴って移転されるべきものである²⁷。属人性説にあつては、手形法 14 条 1 項を根拠として、手形の裏書には手形に表彰された抽象的な金銭債権のみが移転するとの効果が結びつくにすぎず、人的抗弁は手形上に表彰されていないのであるから、裏書によっては移転しないとしている。確かに人的抗弁は、手形上に表彰されておらず、そもそも債権の譲渡に伴って抗弁が移転するかどうかについて手形法では特に規定を置いていない。しかし、だからと言って人的抗弁は手形上に

²⁶ 福瀧・前掲注(18)・530 頁。

²⁷ 土橋・前掲注(7)・37 頁。

表彰されていないから裏書によって人的抗弁が移転しないということには直接つながらないだろう。むしろ、債権譲渡の一般原則にのっとり、権利の移転に伴い人的抗弁も移転するとしたほうが妥当であるように思える。第二に、属人性説によると、手形の無因性というのを理由に、抗弁は裏書に伴って承継されないものと解されている。しかし、人的抗弁事由が手形上の権利と分離しているからといって、裏書という債権譲渡によって抗弁事由が譲受人に移転していかないというのは疑問があるとされている²⁸。

次に、権利復活説の批判として、この説は前提として、裏書人は裏書した後も権利が裏書人のもとに何らかの形で残存しているとみることになりが、そうすると裏書人も被裏書人も権利を持つことになり理論上成り立ちえない²⁹。このことは手形の再取得を手形上の権利の再取得とみる権利再取得説からも説明ができる。

最後に、人的抗弁の切断は、流通の安全の確保のために法定された政策的なものとする説の批判として、属人性説に対する批判と同様に、債権譲渡の一般原則にのっとり、権利の移転に伴い抗弁も移転するというものがあてはまる。

まとめると手形の裏書の本質は、手形債権である手形上の権利が移転するとされている債権譲渡説が妥当である。そして人的抗弁が存在する場合それは手形上の権利の譲渡に伴って移転されるべきである。しかし、その場合裏書が度重なると手形が流通するにつれて抗弁が累積し、手形を譲り受けるものの法的地位が害され手形の流通も阻害される。そこで善意の手形取得者を保護するために権利外観法理が働き、これがいわゆる人的抗弁の制限である。つまり、人的抗弁が遮断された後に手形を取得する者は、たとえその抗弁について悪意であっても、その抗弁の対抗は受けな

²⁸ 木内宜彦「手形債務の有効性に関する抗弁」法学新報 85 巻 1＝3 号 99 頁 (1978 年)。

²⁹ 蓮井・前掲注(22)376 頁。

い。ただ、抗弁の対抗を受ける者が、戻裏書によって再び手形を再取得した場合には、一般悪意の抗弁を用いて支払いを拒絶することが可能であると考ええる。

本件に当てはめて考えた場合、振出人Y会社とA会社は売買契約を解消している。その後A会社はB会社に手形を譲渡し、その後手形は輾転流通するわけだが、仮にA会社が善意のB会社に手形を裏書譲渡し、その後、戻裏書によりA会社が手形を再取得した場合、権利外觀法理が働き、A会社は人的抗弁が遮断された権利を手に入れる。ただその権利を行使することは不当だとして、Yは一般悪意の抗弁で支払いを拒める。ただ、実際にはB会社は悪意であり、その後善意のC銀行に手形を譲渡し戻裏書によりBは手形を取得する。されにその後、Xに隠れた取立委任裏書をしてXがYに対して手形金を請求している。それについては、以下で述べることにする。

第二に、本判件では債務者よりその者に対する直接的な抗弁である悪意の抗弁を受けるべき者が、いったん手形を善意の第三者に裏書譲渡した後に、戻裏書により再取得した場合に、かつて裏書譲渡以前に対抗され得た悪意の抗弁は、この者に対して再び対抗され得るのかという論点について検討してみよう。

悪意の抗弁とは、債務者を害することを知って手形を取得した者に対して、債務者がこの取得者の前者に対する抗弁をもって、対抗することができる抗弁をいう³⁰。この抗弁の法的性質については争いがある。属人性説にのっとり、抗弁の制限を本来の法則と考え、悪意の抗弁を一般悪意の抗弁と考えた場合には、悪意の抗弁の成否は所持人の権利行使が不当かどうか判断して決めるこ

³⁰ 濱田惟道『手形法小切手法』191頁(文眞堂、1992)。

となる³¹。つまり所持人の前者の下で抗弁が遮断されていても、そのことが悪意の抗弁の成立を認めることの妨げにはならない³²。

これに対して、抗弁の承継を本来の原則と考え、悪意の抗弁を人的抗弁の承継と考える立場では、所持人の前者で一度抗弁が遮断されると、もはや承継すべき抗弁はなくなるので抗弁遮断後は悪意の抗弁は成立しえないことになる³³。

また、原始取得説³⁴の立場に立ち、被裏書人は手形債権を原始取得するものである。そして、手形法 17 条但書のいわゆる悪意の抗弁については、前者の抗弁を承継するものではなく、手形所持人と手形債務者との利益衡量上、法が特に認めた一般悪意の抗弁としているものもある³⁵。

これらの説に対して、属人性説の立場に立って、抗弁の制限が本来の法則ととらえる立場の批判として、先でも述べたがやはり抗弁の承継について疑問があるといえる。そして、原始取得説の立場にあっても、債権承継説の立場からの批判が当たる。よって、悪意の抗弁は人的抗弁の承継という立場を支持したい。つまり悪意の抗弁と一般悪意の抗弁とは明確に区別することにする。

手形法 17 条但書の悪意の抗弁は、取得者が債務者を害する意識を有していた場合に成立するが、手形法 17 条但書の「所持人が其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタルトキ」の意味合いを巡って様々な説が対立している。過去の通説では、悪意の抗弁の対抗のためには、取得者の抗弁存在の認識で十分としていたが、現在では学説は、おおきく分けて二つに分かれている。

³¹ 高窪・前掲注(1)・286 頁。

³² 福瀧・前掲注(18)・516 頁。

³³ 福瀧・前掲注(18)・516 頁。

³⁴ 脚注 7 で説明。

³⁵ 高窪・前掲注(1)・176 頁。

一つ目は、抽象的認識説といい、債務者の損害は、取得者の取得による抗弁の切断において発生し、通常は抗弁の存在を知ることと十分だが、例外的に抗弁の存在を知るも害することの意識を欠く場合があるとしている³⁶。

二つ目は、河本フォーミュラーといい、取得者が手形を取得するに当たり、満期において手形債務者が取得者の直接の前者に対し抗弁を主張することは、確実であるという認識を有していた場合を指すとしている³⁷。

この二つの説に対して私は、河本フォーミュラーを支持する。この説は、人的抗弁が満期以後の権利行使の時点で行使されるのと、悪意の判断時点をそれよりも前の裏書の時とする時間的な問題を解決している。つまり、手形を取得する裏書の時点で債務者が抗弁を行行使するのが確実だという認識が必要だと言っている。

本件では、Y会社とA会社の売買家契約が解消されている。第一の論点と合わせると、Y会社とA会社間に生じている人的抗弁の関係はB会社に対して裏書譲渡とともに移転する。B会社が善意であるならばそこで抗弁は切断されるが、B会社はA会社から裏書を受けた時点で抗弁については認識しており、Y会社がA会社に抗弁を主張するのが確実であるという認識を有しているため、B会社には悪意があったといえ抗弁は切断されない。しかしその後善意のC銀行への裏書を以ってしてすべての抗弁が切断され、戻裏書により再度手形を取得したB会社はすべての抗弁が対抗されない手形上の権利を手に入れたことになる。しかし権利の行使については、その行使が不当であるといえY会社は一般悪意の抗弁で支払いを拒めるといえる。さらにここでいう一般悪意の抗弁とは、所持人の権利行使が信義則に反していたり、権利濫用と解

³⁶ 伊沢孝平『手形法・小切手法』（有斐閣、1949年）215-217頁。

³⁷ 河本一郎「手形法における悪意の抗弁」民商36巻4号28頁以下（1958年）。

される場合に所持人が支払いを拒めることをいい³⁸所持人が債務者を害することを知って手形を取得した時は、所持人の前者に対して主張できる抗弁をもって所持人に対抗することができる³⁹としている悪意の抗弁とは明確に分けることにする。つまり、ここでいう一般悪意の抗弁とは権利行使が権利濫用にあたる場合に新たに発生する抗弁と解する。

第三にB会社からXへの裏書が隠れた取立委任裏書の場合に、裏書人に対する抗弁を以って、被裏書人に対抗できるのかという論点について検討してみよう。本判決ではXに対する裏書が実際には隠れた取立委任裏書であったわけだが、隠れた取立委任裏書とは、手形・小切手の所持人が自ら手形上の権利を行使せず、第三者にゆだねた場合、取立の目的で通常の譲渡裏書をするをいう⁴⁰。隠れた取立委任裏書については、その法的性質を巡って、従来より信託裏書説や資格授与説などが対立している。

信託裏書説は、裏書自体は通常の譲渡裏書であるから、その移転的効力によって手形上の権利は完全に被裏書人に移転し、手形面に表れない裏書人と被裏書人間の取立委任の関係は、当事者間の人的問題にすぎないとするものであり現在の通説である。

それに対し、資格授与説は、隠れた取立委任裏書により手形上の権利は被裏書人に移転することなく、被裏書人は手形上の権利者たる資格とともに自己の名を以って、裏書人に権利を行使する権限を与えられたに過ぎないとするものである⁴¹。これらの説の対立は、債務者が被裏書人に対抗し得る人的抗弁の範囲や裏書人が取り立て委任を解除した時の手形上の権利は裏書人、被裏書人

³⁸ 田邊『手形流通の法解釈』（晃洋書房、1978年）145頁。

³⁹ 田邊・前掲注(14)・23頁。

⁴⁰ 小松俊雄「隠れた取立委任裏書」法セ158巻39頁(1965年)。

⁴¹ 吉井溥「隠れた取立委任裏書と人的抗弁」愛学9巻1号105頁(1966年)。

のどちらに帰属するのかなど様々な問題を生じている。上でも述べたが、本判決ではXに対する裏書が隠れた取立委任裏書であったわけだが、裏書人に対する抗弁をもって被裏書人に対抗しうるかが問題となる。被裏書人から支払の請求を受けた手形債務者が裏書人に対抗できる人的抗弁を有している場合に、債務者が裏書当事者間の手形取引の目的を立証してこの抗弁を主張しうることにについては、概ね認められている⁴²。

資格授与説では手形上の権利の移転を否定しているので抗弁の切断を生じないのは当然の帰結といえる。他方、信託裏書説は、債務者が被裏書人に対し、被裏書人自身に対する抗弁をもって対抗しうるかについてはこれを肯定するが、裏書人に対する人的抗弁をもって対抗しうるかについては、この理論をそのまま適用するのであれば、否定的に解することになる⁴³。つまり、通常の譲渡裏書による手形上の権利の移転がある限りは抗弁制限の効果を伴うべきであるとし、ただ、手形法 17 条但書の悪意の抗弁の成否は各個の場合につき決すべきであり、一般的に論定する訳にはいかないと主張されている⁴⁴。

しかし、実質は取立委任であるのに、形式において譲渡裏書がなされたために、人的抗弁の対抗が回避されたとすれば、結果として妥当性を欠く場合が出てくる。そこで、信託裏書説の場合、手形債務者が裏書人に対する人的抗弁をもって被裏書人に対抗できるとするために、主に以下の説が存在する。第一の説として、裏書人に対する抗弁についての被裏書人の善意・悪意にかかわらず、被裏書人は裏書人をして自己に対して存する抗弁を免れしむることに協力すべきでなく、取立委任の関係の存在自体が手形法

⁴² 黒野恭成「取引のための譲渡裏書(隠れた取立委任裏書)の理論構成」愛大法律編 79 卷 117 頁(1975 年)。

⁴³ 吉井・前掲注(41)・108 頁。

⁴⁴ 伊沢孝平・前掲注(36)・398 頁。

17 条但書の悪意の抗弁を成立せしめるというものがある⁴⁵。この説に対しては、手形法 17 条但書でいう悪意の抗弁は債務者が裏書人に対しうる抗弁を有することを知りつつ被裏書人が手形を取得したかどうかに関するものであるのに、裏書人と被裏書人間の関係たる取立委任関係の存在自体に関してその成立を認めんとするものであって、正当ではないといえる。

第二の説として、被裏書人は独立の固有の経済的利益を有しないから、人的抗弁の切断の保護を受ける根拠を欠くというのがある⁴⁶。これについては、この立場に立たれている鈴木教授自ら、裏書人が手形上の権利者であることを認めながら固有の経済的利益がないというのは、理論的に矛盾があると言っている。

第三の説として、手形上の権利は実質的には裏書人に帰属するから抗弁切断の法則の適用がないとするのがある⁴⁷。これに対しては、信託裏書説を採る以上手形上の権利は形式的にも実質的にもすべて被裏書人に帰属すると解すべきであり、手形上の権利は実質的には裏書人に帰属するとするのは理論構成としては不明瞭である。

以上の見解に対して、私が思うに、隠れた取立委任裏書により被裏書人は、手形上の権利を取得するが、取立委任の関係が存在する結果、取り立てた手形金等々は裏書人に対して引き渡さなければならない。これについては実質的に裏書人と被裏書人の関係を一体とみてもいいと考える。このように経済的な利益や効果が被裏書人ではなく裏書人に帰属する場合は、手形債務者がこれを立証することにより裏書人に対抗できる一般悪意の抗弁を被裏書人に対して援用してもかまわないと考える。

本件では B 会社から X に対する裏書が隠れた取立委任裏書であ

⁴⁵ 田中耕太郎『手形法小切手法概論』（有斐閣、1935 年）380 頁。

⁴⁶ 鈴木竹雄『手形法小切手法』（有斐閣、1957 年）271 頁。

⁴⁷ 竹田省『手形法小切手法』（有斐閣、1955 年）115 頁。

った。つまり経済的な利益や効果はB会社に帰属することになる。B会社はA会社の資産状態が悪くY会社とA会社間の売買契約が解消されるに至ることを知りながらA会社から裏書を受けた悪意の取得者である。つまりY会社はB会社からXに対する裏書が隠れた取立委任裏書で、経済的な利益や効果がB会社に帰属することを立証できたならB会社に対抗できる一般悪意の抗弁をXに対して援用し支払いを拒むことができる。